



基本目標1 ～つながり、包み込む地域社会づくりを目指して～ 「重層的支援・権利擁護の推進」

行動計画(1) 多機関協働による包括的な支援体制の推進

少子高齢化の進展、地域社会や家族の変化などを背景に、人々が抱える課題は多様化、複雑化しています。

また、人生100年時代を迎え、高齢者自身は若返っていますが、一方で家族の支える力が弱い時代、「健康・病気・介護」は一番の不安ごとになっています。

そんななかで、高齢夫婦のみの世帯で、加齢による家事の負担やお互いの介護問題も発生しやすくなる「老老介護」、80代の親が収入のない50代の子と同居している世帯の「8050問題」、子育てと親の介護が同時期に発生する状態の「ダブルケア」、大人が担うべき家事や家族のケアを子どもが日常的に担い、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を背負ってしまうことで、子どもの育ちや教育への影響が懸念される「ヤングケアラー」といった課題も問題視されています。

そこで、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、地域に不足する社会資源の創出も目指します。

方 向 性

- ・ 多機関協働、アウトリーチを通じた取り組みの推進
- ・ 重層的支援会議、地域包括ケアシステム構築に向けての協力
- ・ 総合相談体制及び生活困窮者に対する支援の推進
- ・ 個々の課題に寄り添った伴走支援の推進
- ・ 課題発見の場づくり
- ・ 課題に対する話し合いの場、つながりの創出

方向性に対する役割

○住民・地域（地区社協など）が取り組める役割

- お互いの信頼関係で「助けて」が言える近所づきあいができるようにしましょう。
- 「福祉的な課題を抱える人や家族にとって、暮らしやすい地域社会は、すべての住民にとっても住みやすい社会である」という意識を持ちながら、上下関係の無い気配り、声掛けや見守りを通して、課題を抱えている人・家族を地域で支える仕組みや環境をつくりましょう。
- 孤立しがちな人を地域で見守り、生活していくうえでの必要な情報を伝えましょう。
- 地域で解決できない課題を発見した場合は、小田原市や市社協などの関係機関に連絡をしましょう。
- 認知症カフェなどのように、同じ悩みを持つ人が集い、情報交換や相談ができる場づくりについて、福祉関係や商業関係者と一緒に考えましょう。

○包括的な相談支援体制の整備に向けた 市社協、福祉施設・団体、企業などの役割

①住民の困りごとをまるごと受け止める市域の体制づくり

(区分：市事業、市社協受託)

小田原市が進める重層的支援体制整備事業を踏まえて、住民の困りごとや地域生活課題を受け止め、住民が孤立しない体制づくりを進めていきます。

福祉まるごと相談では、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業を担う小田原市の関連窓口と共に、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止めていきます。

主な取組	年次計画					連携団体・機関等
	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
重層的支援体制構築 に向けた連携	準備	体制スタート				以下の各種福祉相談支援機関 高齢介護分野 障がい分野 子ども青少年分野 生活困窮分野 など
	連 携 強 化 ・ 拡 充					
福祉まるごと相談 事業						
	継 続					

- 多機関協働による相談支援充実のための支援者向け研修企画の推進
- 各種相談機関の連携強化

②地域福祉相談支援員などによる小地域の支援体制づくり

(区分：市事業、市社協受託)

年次計画の連携団体に記載した各種住民組織の活動支援に取り組み、住民が住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

地域担当を持つ地域福祉相談支援員などの多様な人材が地域活動をバックアップすることで、住民一人ひとりを支える地域づくりを進めていきます。

主な取組	年次計画					連携団体・機関等
	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
地域福祉相談支援員配置	拡充					地区社協 地区民生委員児童委員協議会 地域コミュニティ組織
アウトリーチによる活動	継続					地域包括支援センター 地域内各種団体

- 地域の福祉課題解決力向上の支援

③新たな課題への対応と資源開発及び充実（区分：市事業、市社協受託）

ひきこもり者やヤングケアラーへの支援など、新たに認知された社会課題に対して、小田原市や地域住民と共に対応方法を検討し、資源開発や既存事業の拡大、充実を図ります。地域社会から孤立しがちな人の活動の場の創出や社会参加の機会を拡充することで、つながりの回復を目指した相談支援を進めていきます。

主な取組	年次計画					連携団体・機関等
	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
相談支援包括化推進 会議を活用した検討 の場づくり	テーマの検討（随時）					テーマに関係する団体・ 機関
	検討の場【会議】実施（必要に応じて）					
地域活動等への参加 支援	地域活動へのコーディネート					上記で抽出された課題に 応じた団体・機関
	新たな社会資源の検討・開発					

- 参加支援事業「コレカラ」の継続実施
- ひきこもり家族交流会の充実
- 各種制度の狭間にいる人（生活困窮者世帯・ひとり親世帯・外国籍世帯など）への支援方法の検討

コレカラ。

ちいさくはじめる

参加支援事業「コレカラ」

* 市社協が実施する参加支援事業です。

【目的】

- ・各種相談事業の相談者等に対して、既存の福祉サービスや就労支援の事業に馴染まない方々へ様々な作業を通して「社会参加の機会」を提供します。
- ・作業の過程において、職員等とのコミュニケーションを経験することで、相談者等が抱える課題解決につなげます。

【内容】 月2回 午前中1時間30分程度 職員とともに軽作業に取り組みます。

資料の印刷・裁断・帳合	手芸・工作	広報紙の仕分け
ハンコの押印	寄付米の仕分け	ひまわりの種植え
行事機器の試運転	寄付物品の整理	寄付物品の受領
梅もぎ	ジャム・シロップづくり	ウォーキング
マットス体験	車イス体験	炊飯・おにぎりづくり

- ・作業前後に、その作業が社会的にどのような意義があるかを説明しています。
- ・コミュニケーションを取るためのレクリエーションや体験も行っています。

ひきこもりの状態や若年無業の方の相談を受ける市内の他機関から紹介を受ける形で参加していただき、ご本人が設定した目標に沿って半年後にふりかえりを行っています。

◇令和2年10月開始 令和4年3月まで延べ186人参加

◎福祉まるごと相談事業

福祉まるごと相談窓口は、家庭や地域で生活するなかで生じる様々な困りごとの相談に応じる市社協の相談窓口です。

相談者の年齢や相談内容に関わらず、どのような相談でもお受けしています。そのうえで相談員が、相談者の抱える課題を解決していくために必要な支援機関等への相談に繋げていきます。どこに相談すればいいかわからずにいる方や相談することを躊躇している方と少しでも繋がりやすくするための工夫として「まるごと受け止める」支援をしています。



小田原市社会福祉協議会 福祉まるごと相談窓口

☎ 0465-35-4020

✉ marugoto@odawarashakyou.or.jp

〒250-0055

神奈川県小田原市久野 115 番地の 2
おだわら総合医療福祉会館内

事務所案内図



◎地域福祉相談支援事業

相談者に対してアウトリーチと伴走支援を基本とした包括的な相談支援に加えて、地域福祉推進基礎組織や各種会議体等へ積極的に参加し、抽出された課題に対する解決の仕組みづくりに地域住民とともに取り組みます。

このように住民に直接関わり支援する個別支援と地区社協等の地域の各種団体の活動等に関わり支援する地域支援を一体的に取り組む事業です。

また地域福祉相談支援事業は、市社協の地区担当業務を包含するものとして捉え、活動をしています。

具体的には、地域の様々な情報を持ち、相談が集まってくる民生委員児童委員と日頃からの連携を密にするため、地区民生委員児童委員協議会定例会に参加し、定期的な情報交換の機会を作っています。

分類	内容・対象	目的
会議	地区社会福祉協議会関連会議	【個別支援】 アウトリーチによる問題発見 窓口や連絡などによる問題発見 本人へのアプローチ 個別アセスメント 本人・関係者との信頼関係構築 個別ケース会議等の実施・参加 個別支援計画の策定 既存サービスへの誘導 福祉まるごと相談へのつなぎ 【地域支援】 地域アセスメント 住民が集まる場所に出向く 住民が集まる場所での周知 地域のキーパーソンとの関係構築 キーパーソン以外への関係拡張 関係機関・団体とのネットワーク構築 住民に身近な相談窓口の設置・設置に向けた取り組み
	地区民生委員児童委員協議会関連会議	
	地域コミュニティ組織関連会議	
	地区自治会連合会関連会議	
	地区ボランティアクラブ関連会議	
	地区老人クラブ関連会議	
	生活応援隊・地域福祉コーディネーター会関連会議	
	地域包括ケア関連会議	
	生活支援体制整備事業関連会議	
	その他の会議	
活動	地区社協一般事業関連活動	地域単位での場（居場所・協議の場）の設置・設置に向けた取り組み 問題を話し合う場のファシリテート 専門職・サービスへのつなぎ 地域の問題に取り組む団体等の継続的な運営に関する相談・支援 地域の福祉課題解決力向上の支援
	地区社協重点事業関連活動	
	その他の地域福祉活動	
連絡調整	行政・地域包括支援センター等	

※地区ごとの実情に合わせて活動をしており、全地区一律に行うものではありません。

◎相談支援包括化推進会議を活用した検討の場づくりと資源開発

福祉まるごと相談や包括的相談事業における各分野の相談から、横断的に取り組む課題に対し、必要に応じて検討の場を設置します。多機関の情報や課題の共有、必要な社会資源等について検討し、資源開発につなげます。

【これまでの取り組み例】 テーマ「ひきこもり者の支援」

令和元年度	ひきこもり家族会立ち上げに向けた意見交換会（当初の名称） 「ひきこもり」をテーマとした相談支援包括化推進会議① 「ひきこもり」を考える講演会→コロナのため延期	検討の場 検討の場
令和2年度	「ひきこもり」をテーマとした相談支援包括化推進会議② 「ひきこもり」を考える講演会オンラインで実施	検討の場 事業
令和3年度	ひきこもり家族交流会実施 「ひきこもり」をテーマとした相談支援包括化推進会議②	事業 検討の場
令和4年度	ひきこもり家族学習会・交流会の実施	事業



ひきこもりに関する相談が寄せられる複数の機関での検討の場を設置

- ・相談対応の情報交換
- ・課題の共有
- ・各機関連携事例の共有
- ・社会資源の検討

相談支援包括化推進会議

市内 関係機関

協力

「ひきこもり」を考える講演会

地域への啓発・理解促進、家族への支援の入り口を目的に実施

オンライン・会場同時開催

「ひきこもり」を考える講演会

参加無料
※講演を聴取し、事前に申込みください。

～誰もが暮らしやすい地域づくりをめざして～

日時 令和3年 3月17日(水)
午後2時～4時(受付午後1時30分～)

場所 ①おだわら総合医療福祉会館4階【定員50名】
小田原市久野115-2(小田原市立病院内かい)
※駐車場がないため公共交通機関をご利用いただくか周辺の有料駐車場もご利用ください。
②ZOOMを利用したオンライン参加【定員100名】

講師 池上正樹氏
ジャーナリスト/KHJ会
ひきこもり家族会連合会理事

上田理香氏
KHJ会ひきこもり家族会連合会事務局長

共催 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会・小田原市
問い合わせ 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
TEL:0465-35-4000 FAX:0465-35-6902

ひきこもり家族 交流会

相談機関と連動した家族支援の場の創出

ひきこもり家族 学習会・交流会

令和4年7月2日(土)
10時～11時30分

おだわら総合医療福祉会館1階
(小田原市久野115-2)

申込 6月30日までに申し込みフォーム(QRコード) かお電話で

同じような悩みを持つ家族同士が集い、ひきこもりについて学習する場、かわり方のヒントを見つける場として、学習会・交流会を開催します。

皆さんで日ごろの悩みや思いを語り合いませんか

(福) 小田原市社会福祉協議会
TEL 0465-35-4020
FAX 0465-35-6902
Mail marugoto@odawarashakyou.or.jp

申込フォーム

人情味あふれる十字地区（29区）

イイはなし① ちょっとした困りごとにも素早く対応

遠くの親せきより、近くの電器屋さん 住民に密着した頼られる存在



神奈川県電機商業組合の副理事長
も務めるユニオン商会・金子社長

- 今、見直される「まちの電器屋さん」
昭和の時代、家電製品の普及によって、まちの電器屋さんが繁栄した時期がありました。
その後、家電量販店の登場などで廃業する電器屋さんもみられるようになりましたが、少子高齢化が進む現在においては、量販店ではできない、地域に根ざしたきめ細かいサービスを提供できる「まちの電器屋」さんの存在が見直されています。

○70年続く「有限会社ユニオン商会」のサービス

高齢者のみの世帯が多い地域なので、電球交換をはじめテレビのトラブルに関する事など、ほぼ毎日のように呼ばれていますが、次のようなエピソードがあったそうです。

- ・「テレビが映らない」と連絡があったので、訪問したらコンセントが抜けていました。
- ・テレビのリモコン操作が分からなくて呼ばれることも多く、特にリモコンの「アナログ」のボタンを押してしまったために、テレビ画面が砂の嵐になっていたということもよくあり、そういう場合は、イラストつきの説明書きを置いてきます。

○金子社長の声（電器だけで納まらない対応）

先代からの長い付き合いで、顔見知りも多いです。そういう関係のなかで、「今まで、受け答えがしっかりしていたのに、今日は少しおかしいな」って気付くこともあり、そんなときは、民生委員やご近所さんに相談することもあります。

イイはなし② 多くの人がかかわって、地域ぐるみで見守り

コンビニが見守りに協力 魚屋に呉服屋さんも



見守りに協力していただいている店員の伊藤さんと29区民生委員・児童委員の小野さん

- 民生委員が働きかけて見守りのネットワーク
民生委員・児童委員の活動として、支援が必要な住民に対するサポートがありますが、一人で活動するには限界があります。

そこで、29区の小野さんは、地域の商店にも協力をお願いして、気になる人の見守りをしています。

○きっかけ

小野さんのお知り合いが、セブンイレブンでパートを始めたことがきっかけです。小野さんから、その店員さんに、「地域のお客さんで気になる人がいたら伝えてほしい」とお願いしたそうです。



普段からお客さんとコミュニケーションをとっているという遠藤さん（写真左）と伊藤さん（写真右）です。

○その結果

店員さんも、地域の人たちとは顔見知りなので、いつもと様子の違う人がいると小野さんに相談するようになりました。

相談を受けた小野さんは、地域包括支援センターと一緒に、気になる人に対して介護保険のサービス利用をすすめたりして、今では元気に暮らされている人もいるとのこと。こうした見守りには、地域の魚屋や呉服屋さんにも協力していただいているそうです。

行動計画(2) 権利擁護関係事業の充実

人は生活するうえで、さまざまな権利を平等に与えられています。

しかし、年を重ねることで物忘れが多くなったり、物事を判断する力が衰えたりすると、そうした権利を自分で守ることが難しくなってくる場合があります。

また、知的障がいや精神障がいなどにより、自分で自分のことを決めることが難しい人も少なくありません。

このようなことにより、契約に基づいて提供される介護保険などの各種サービスが受けられない。悪質商法に引っかかって不要な契約をしてしまう。判断能力がなく、普段の買い物も難しい。といった局面に遭遇してしまうこともあります。

そこで、さまざまな立場の人の権利が侵害されず、その人に最もふさわしいサービスが提供されつづけるような社会になることを目指して、権利擁護関係の取り組みを推進します。

方 向 性

- ・ 十分な判断能力がない人への支援の推進
- ・ 成年後見制度利用促進の推進

方向性に対する役割

○住民・地域（地区社協など）が取り組める役割

- ・ お互いを理解し尊重しあう近隣関係を築き、認知症や障がいを理由とする差別をしないようにしましょう。
- ・ 誰もが安心して心豊かに暮らしていくために、弱い立場に置かれがちな人の権利擁護について考え、上下関係のない見守りをしましょう。
- ・ 成年後見制度を正しく理解するための講習会などに参加しましょう。

○権利擁護の充実に向けた 市社協、福祉施設・団体、企業などの役割

①日常生活自立支援事業の推進（区分：県社協事業、市社協受託）

日常生活を営むうえで十分な判断能力が無い認知症高齢者や知的及び精神障がい者などが、地域での自立した生活を送れるようご本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助（各種福祉関連情報提供、契約手続、利用手続など）や、それに伴う日常的な金銭管理サービスなどを提供します。

主な取組	年 次 計 画					連携団体・機関等
	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
日常生活自立支援事業	県社協及び各種関係機関と連携し、適正な運営の推進					神奈川県社協 地域包括支援センター 障がい者総合相談支援センター 福祉施設 金融機関

②法人後見事業の推進（区分：市社協事業）

認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が著しく不十分な方などに代わって、市社協が後見人等として財産管理や身上保護を行います。

主な取組	年 次 計 画					連携団体・機関等
	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
法人後見事業	推 進					家庭裁判所 権利擁護分野士業関係者 福祉施設 金融機関

③市民後見人養成事業の推進（区分：市事業、市社協受託）

成年後見制度の利用を必要とする方を身近な地域で支えるため、同制度の普及啓発及び市民後見人候補者の養成を目的とした研修を実施します。

主な取組	年 次 計 画					連携団体・機関等
	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
市民後見人養成研修	基礎研修・実践研修・実務実習開催					神奈川県社協 家庭裁判所 権利擁護分野士業関係者
市民後見人候補者 名簿登録		5人	10人	—	15人	

※年次計画に記載の市民後見人候補者名簿登録数は通算人数

④成年後見制度中核機関の設置運営（区分：市事業、市社協受託）

市民、法律専門職、行政、関係機関等が連携して成年後見制度の利用促進に取り組むことにより、誰もが自身の権利と利益が守られ、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らすことができるよう、中核機関を設置し、同機関に求められている i ～iv の機能について段階的な推進を目指します。

主な取組	年次計画					連携団体・機関
	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
成年後見制度 中核機関	開業	運 営				家庭裁判所
i 広報機能	ホームページ運営・パンフレット作成 啓発講演会開催（不定期）・支援者への啓発（随時）					権利擁護分野士業関係者 市民後見人（候補者）
ii 相談機能	対応・蓄積		対応方法 検 討	状況に応じて拡充		地域包括支援センター 障がい者相談支援センター
iii 利用促進機能	相談事例の蓄積及び 関係者とのネットワークを 築きながら検討			状況に応じて拡充		福祉施設
iv 後見人支援機能						金融機関

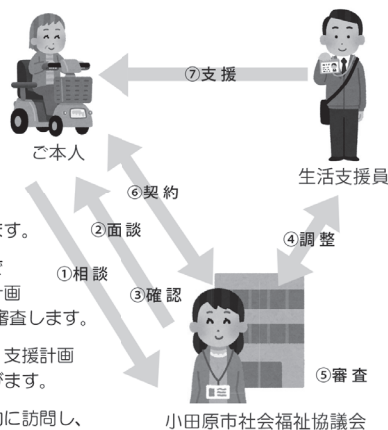
◎制度・事業紹介（2022年9月1日現在）

日常生活自立支援事業 小田原市あんしんセンター

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない、日常的な金銭管理が難しい、というような不安をお持ちのひとと小田原市社会福祉協議会が契約を結び、その人に必要な支援を提供する事業です。

利用するまでの流れ

- ①小田原市社会福祉協議会に相談します。（☎35-4000）
- ②職員がご本人と面談し、具体的な困りごとや要望などを伺います。
- ③何度かの面談を経て、要望に沿った仮の支援計画を確認します。
- ④支援活動をする生活支援員を調整します。
- ⑤小田原市社会福祉協議会事務局などで契約可能な人であるか、適切な支援計画となっているか、などを慎重に判断・審査します。
- ⑥ご本人と小田原市社会福祉協議会が、支援計画の内容を最終確認した後、契約を結びます。
- ⑦生活支援員が支援計画に沿って定期的に訪問し、支援をします。



生活支援員はこんな人

支援計画に基づいて、定期的にご自宅などを訪問して支援する人で、公共機関の元職員や地域でボランティア活動をしている人たちが市社協に登録し、活動をしています。

利用料金は？

サービス内容	利用者区分（市県民税の年税額）	料金（月額）
福祉サービス利用援助	生活保護利用者 市県民税非課税者	無 料
	年税額 30,000 円以下	2,500 円
日常的な金銭管理サービス	年税額 30,001 円以上 140,000 円以下	5,000 円
	年税額 140,001 円以上	10,000 円
書類等預かりサービス	上記区分にかかわらず一律	500 円

問い合わせ・相談

小田原市社会福祉協議会
（小田原市あんしんセンター）

☎ 35 - 4000

FAX 35 - 6902

事業の内容

●利用できる人

日常の物事の判断能力が不十分で…

- 小田原市内に住んでいる人（病院や施設に入院入所している人も対象）
- おおむね65歳以上の人、もしくは身体・知的・精神の障がいがある人
- ご本人での金銭や書類管理が難しい人
- ご本人に利用意思があり、この事業の内容を理解したうえで契約できる人

●支援できること



- 福祉サービス利用援助（福祉サービスの情報提供や相談、利用手続き・支払いなどの手伝い）
- 福祉サービス利用援助に伴う「日常的な金銭管理サービス」（生活費のお届け、さまざまな支払い手続き、年金や各種手当の受取りなどの手伝い）
- 福祉サービス利用援助に伴う「書類等預かりサービス」（預金通帳や年金手帳、実印・銀行印など、なくすと困る書類などを金融機関の貸金庫で保管）

●支援できないこと

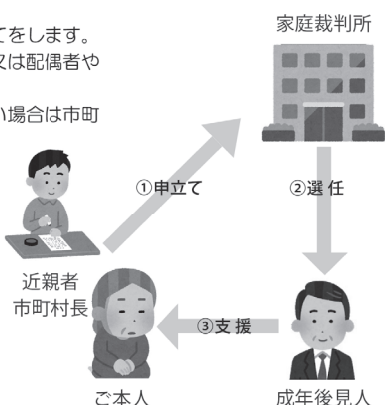


- 買い物や通院の介助、掃除、洗濯などの手伝い
- 資金の運用、借金の返済
- 保証人になること
- 現金、貴金属、宝石などの保管

成年後見制度・法定後見

利用するまでの流れ

- ①必要な書類をそろえて、家庭裁判所へ申立てをします。
申立てできる人は、支援を受けたいご本人又は配偶者や四親等以内の親族です。
ご本人の判断能力が不十分で、親族もいない場合は市町村長が申立人となります。
- ②その後、家庭裁判所がご本人の状態に応じて「後見」「保佐」「補助」のいずれかの類型を判断し、それにふさわしい後見人等と支援内容を決定します。
- ③その結果が、ご本人と後見人等に知らされ、支援開始となります。

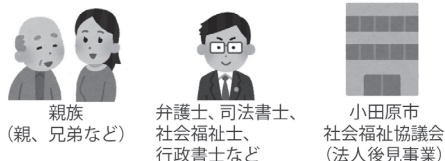


法定後見の3つのかたち（類型）

類型 (支援者)	支援を受けたい人の状態	支援内容
後見 (成年後見人)	物忘れがひどく、家族の区別もできない	すべての契約などの代理・取消 (日用品の購入等の行為は除く)
保佐 (保佐人)	物忘れが多く、大切な契約が一人ではできない	財産上の重要な解約などの同意・取消や代理
補助 (補助人)	ほとんどのことはできるが、誰かの手助けがあると安心	一部の契約・手続などの同意・取消や代理

※成年後見人等を監督する監督人が選任される場合もあります。

どんな人が成年後見人等になるの？



ご本人のために、どのような支援が必要かなどの事情に応じて、上記のような候補者のなかから、ふさわしい人（法人）を家庭裁判所が選びます。
現在、小田原市社会福祉協議会も、法人として後見人等となり、支援をしています。

成年後見人等へ支払う金額はどれくらい？

成年後見人等への基本報酬額の目安は、管理財産額が1千万円以下で、月2万円程度とされています。ただし、ご本人の財産状況や支援内容によって、家庭裁判所が金額を決定します。
また、申立てに必要な書類（収入印紙や医師の診断書など）を用意するための費用もかかります。

認知症、知的や精神に障がいがあるために、判断する能力が不十分で財産管理や福祉サービスの契約が一人ではできない人に対して、後見人等として選ばれた人や法人などの団体が支援する制度です。

成年後見人等の仕事の内容

- できること
 - 印鑑や預金通帳の維持管理
 - 財産の管理や処分
 - 確定申告や税金の支払い
 - 福祉、介護、医療サービスの内容確認や調整、サービス提供事業者との契約
 - 在宅生活に関する相談など
- できないこと
 - 身体介護や日常的な買い物、掃除、洗濯などの家事
 - 手術など重要な医療行為の同意
 - 保証人や身元引受人になること
 - ご本人の死後の事務や手続きなど（例外もあり）

各種関係機関

●成年後見制度の利用・申立て

横浜家庭裁判所 小田原支部 後見係	☎ 22-6586
----------------------	-----------

●市長申立て窓口

小田原市役所 高齢介護課	☎ 33-1864
小田原市役所 障がい福祉課	☎ 33-1468

●任意後見（公証役場）

小田原公証役場	☎ 22-5772
---------	-----------

●成年後見活動団体の無料電話相談

団体名	電話番号
神奈川県弁護士会	045-211-7720
成年後見センター・リーガルサポート神奈川支部	045-663-9180
神奈川県社会福祉士会（ばあとお神奈川）	045-314-5500
コスモス成年後見サポートセンター神奈川支部	045-222-8628
東京地方税理士会成年後見支援センター	045-315-2070

※「リーガルサポート」は司法書士、「コスモス」は行政書士の団体です。各団体が無料相談受付の曜日・時間が異なりますので、電話でご確認ください。

成年後見制度・任意後見

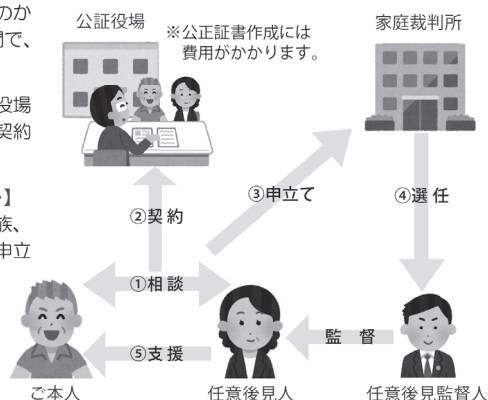
将来、判断能力が低下したときのために、財産管理や施設への入所などについて、自分に代わって手続きする人をあらかじめ決めておき、公正証書による契約で、その内容と方法を決めておく制度です。

任意後見の良いところ

- 現時点でのご本人の希望を反映できる
「将来、どのような財産管理や介護サービスを受けたいのか」などの要望を具体的に契約書に盛り込むことができます。
- 自分の将来を託す人を自分で決められる
報酬額なども、ご本人と将来の任意後見人の間で自由に取り決めることができます。

利用するまでの流れ

- ①将来、誰にどのような支援を頼むのかを検討し、将来の任意後見人との間で、依頼事項などを相談します。
- ②ご本人と将来の任意後見人が公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。
- 【ご本人の判断能力が低下したら…】
③ご本人、配偶者、四親等以内の親族、将来の任意後見人が家庭裁判所に申立てをします。
- ④家庭裁判所が任意後見監督人（任意後見人を監督する人）を選任します。
- ⑤任意後見人による支援開始となります。



◎中核機関について

平成 28 年 5 月に成年後見制度利用促進法が施行され、平成 29 年 3 月には成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国基本計画」）が閣議決定されました。

国基本計画のポイントは、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和の 3 点に整理できます。その中でも一番のポイントは「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」です。

この地域連携ネットワークを全国の自治体が構築することで、全国どの地域においても、必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できるような体制を作り上げていくことにつながると考えます。

地域連携ネットワークを機能させるためには、その中核となる機関（以下「中核機関」）が重要です。中核機関の具体的な機能としては、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の 4 つが挙げられており、自治体にはこの 4 つの機能を段階的・計画的に整備していくことが求められています。

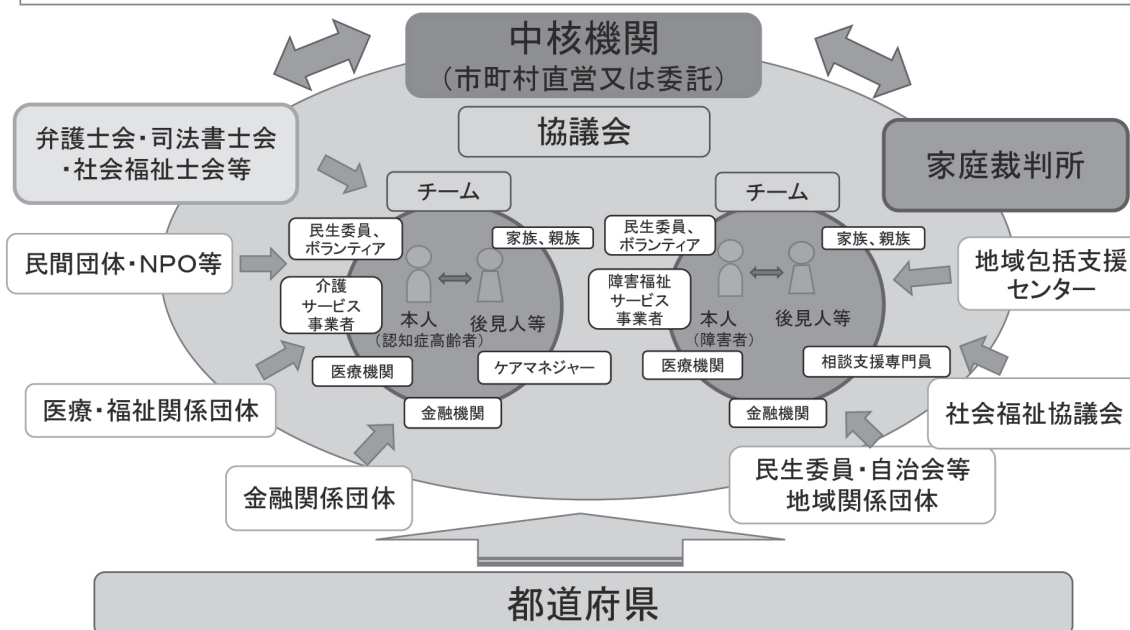
また、権利擁護支援が必要な人を支援する親族や福祉・医療・地域の関係者に後見人等が加わる形で「チーム」として支援する体制づくりや、法律・福祉の専門職団体や関係機関等で「協議会」を設置し、チームの支援や多職種間でのさらなる連携強化策の検討、市町村計画の進捗状況の評価等を行う仕組みづくりが求められています。

中核機関と地域連携ネットワーク

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



(出典：厚生労働省)

あれこれ決められなくなる前に！
知っておこう。備えておこう。
判断能力が不十分な方の
財産と権利を守り支援する

成年後見制度

これからの
私のお金や権利のこと、
今から考えておきたい！



平野レミ



和田明日香

契約や手続でも
お母さんらしさを
ずっと支えたい！

認知症・知的障害・精神障害などによって
判断能力が不十分な方の支援者を選び、
法的に支援する制度です。

契約・手続
の代理



不当な契約
の取り消し



適切な判断
へのサポート



判断能力の
あるうちに
任意後見人を
決めることも！

詳しくは 厚労省 成年後見制度

